

静岡県部活動ガイドライン

静岡県教育委員会

(令和2年3月)

目 次

◇ 運動部活動について

○ 運動部活動の意義と現状

1 運動部活動の意義と役割

(1) 運動部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 運動部活動の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 静岡県の運動部活動の現状

(1) 運動部活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 運動部活動の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 運動部活動を取り巻く状況と課題

(1) 運動部活動を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・ 9

(2) 運動部活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

○ 運動部活動の在り方

1 本県が目指す運動部活動

(1) 部活動を通して育てる生徒像・・・・・・・・・・ 16

(2) 将来の部活動に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 17

2 適切な部活動の実施

(1) 運動部活動の休養日の設定及び活動時間・・・・ 18

(2) 学校における部活動方針の明確化・・・・・・・・ 21

(3) 部活動指導員による部活動の指導・引率・・・・ 23

(4) 生徒の要望に応じた運動部活動・・・・・・・・・・ 24

3 工夫した運動部活動の運営

(1) 外部指導者の確保と円滑な運用・・・・・・・・・・ 26

(2) 地域と連携した運動部活動の新しい形態・・・・ 27

(3) 合同運動部活動の推進と参加資格の見直し・・・・ 28

(4) 運動部活動数について・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

4 運動部活動顧問への支援

(1) 運動部活動顧問の指導力の向上・・・・・・・・ 29

(2) 地域の外部指導者の活用・・・・・・・・・・・・ 30

(3) 体罰の根絶に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 31

(4) 部活動の安全と危機管理体制の確立・・・・・・ 32

◇ 文化部活動について

○ 資料編

◇ 運動部活動について

○ 運動部活動の意義と現状

1 運動部活動の意義と役割

(1) 運動部活動の意義

ア 学習指導要領における部活動の意義

平成29・30年にそれぞれ告示された中学校、高等学校の学習指導要領において、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と記載されました。

これは、過去の歴史の中で、実態として中学校、高等学校において部活動が実施されてきた事実及びその課題や成果を踏まえ、部活動が学校教育の中で行われていることを表記したものです。しかし、これは部活動指導に含まれる多くの矛盾点は解決されないまま学校教育に部活動指導が任されたものであるとも言え、実際に生徒を指導する学校現場では、その在り方や服務等において多くの課題を抱えながら教員等の熱意に支えられて実施されているものであります。

平成30年度、本県の運動部活動には、中学生全体約9.8万人（政令市含む）のうち約6.7万人が、高校生全体約9.5万人のうち約4.5万人の生徒が登録しており、部活動に関するアンケート調査（H29年度）では登録生徒の約90%が「やりがいを持って取り組んでいる」と答えています。また、その日々の活動は約1万人の教員等による指導に支えられています。（表1-1、1-2）

表1-1 中学校生徒数と登録者数

【中学校】	男 子		女 子		生徒総数	登録者総数
	生徒数	登録者数	生徒数	登録者数		
平成元年	87,153	70,942	79,673	55,649	166,826	126,591
平成21年度	54,994	46,282	52,716	32,855	107,710	79,137
平成22年度	53,848	45,107	51,668	32,166	105,516	77,273
平成23年度	54,701	45,606	52,080	32,272	106,781	77,878
平成24年度	54,399	44,763	51,759	31,847	106,158	76,610
平成25年度	54,592	44,330	51,404	31,386	105,996	75,716
平成26年度	53,941	43,458	51,219	31,128	105,160	74,586
平成27年度	53,547	42,908	50,475	30,802	104,022	73,710
平成28年度	52,918	42,087	49,722	30,265	102,640	72,352
平成29年度	52,205	40,714	49,170	29,735	101,375	70,449
平成30年度	50,482	38,748	47,848	28,641	98,330	67,389

※中体連「運動部活動実態調査」

表1-2 高等学校生徒数と登録者数

【高等学校】	男 子		女 子		生徒総数	登録者総数
	生徒数	登録者数	生徒数	登録者数		
平成元年	81,401	33,438	82,799	21,762	164,200	55,200
平成22年度	50,311	32,686	48,185	14,195	98,617	46,881
平成22年度	50,183	32,215	48,210	14,155	98,533	46,370
平成23年度	49,798	32,099	48,241	14,355	97,995	46,454
平成24年度	49,751	32,129	48,186	14,533	98,381	46,662
平成25年度	48,929	31,620	47,707	14,287	96,677	45,907
平成26年度	49,739	32,379	47,873	14,176	97,571	46,555
平成27年度	49,508	32,355	47,902	13,884	97,843	46,239
平成28年度	49,986	32,604	47,658	13,985	97,719	46,589
平成29年度	49,392	31,956	47,347	13,991	96,739	45,947
平成30年度	49,182	31,656	46,653	13,499	95,835	45,155

※高体連「運動部活動調査」

イ 本県における部活動の意義

本県の部活動の在り方については、平成 21 年度から 3 年間にわたり、「しずおか型部活動検討委員会」において協議を重ね、運動部活動の在り方に関する提言（平成 24 年 3 月）において、部活動の意義や役割を以下のように示しました。

- ①部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること
- ②より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること
- ③生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること
- ④目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものであること

上記の意義を認めることができる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つです。

(2) 運動部活動の役割

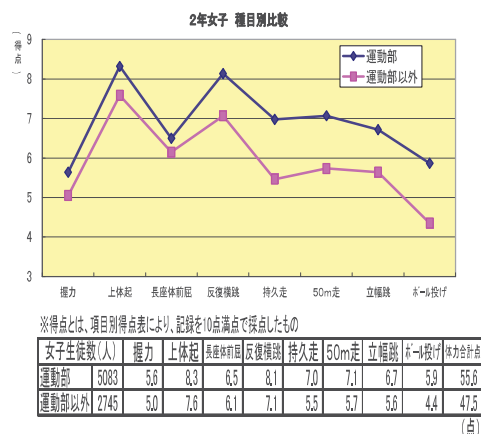
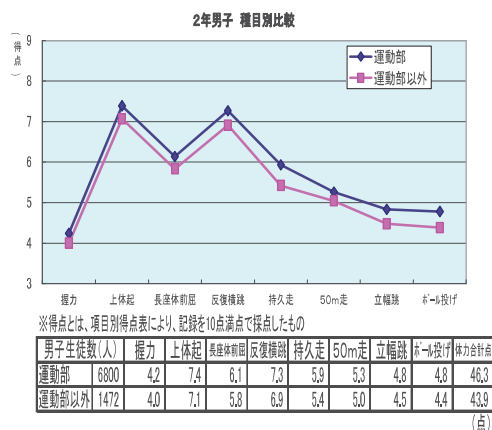
ア 体力の向上に繋がる運動部活動

中学生・高校生のスポーツ・運動部活動離れが指摘されています。特に、運動している生徒とほとんど運動していない生徒の二極化が見られ、女子においては深刻な課題となっています。

運動部活動は運動実施時間を増加させ、体力の向上に好影響を及ぼしています。また、運動部活動経験の有無は生涯にわたる体力の向上にも影響しており、体力や健康の維持増進にも運動部活動の経験が貢献していることがわかります。

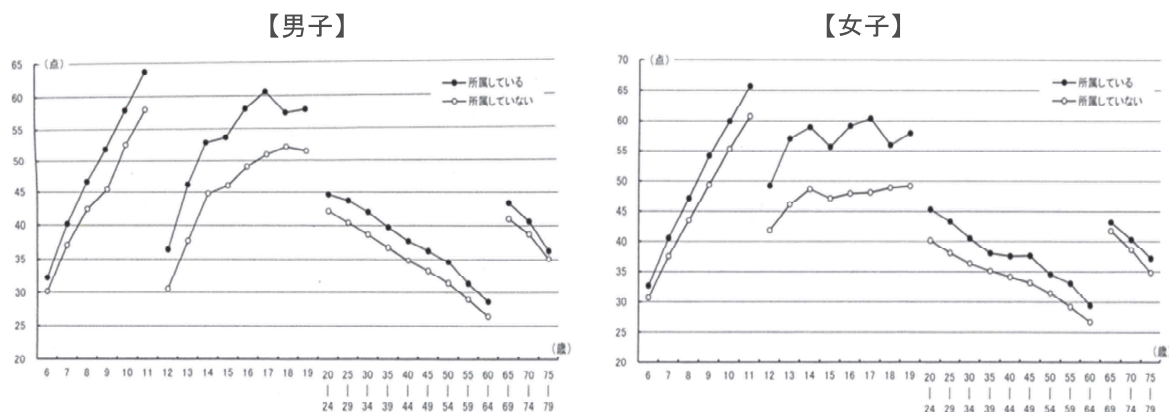
(図 1, 図 2)

図 1 新体力テストにおける運動部生徒と運動部以外の生徒の種目別比較 (中学 2 年生)



※平成 27 年度静岡県新体力テスト調査の結果

図2 運動部・スポーツクラブへの所属の有無別新体力テストの合計点



※スポーツ庁「平成30年度 体力・運動能力調査報告書」

イ 人格形成や社会性の育成

運動部活動は、学習指導要領において、責任感、連帯感の涵養に加えて公平・公正な態度や自主性・創造性の育成に寄与するものであるとされています。県教育委員会が平成29年度に実施した「部活動に関するアンケート調査」によると、生徒の人格形成等に対する質問に対して、学校や生徒、保護者が以下のよう

(ア)「部活動の必要性」について

学校は9割以上、教員は8割以上が部活動の必要性を認めています。また、多くの生徒は部活動に積極的に取り組んでおり、「部活動はやりがいがある」と答えた生徒は9割以上、保護者については9割以上が「部活動は子供たちにとって大切」だと考えています。(表2-1, 2-2, 2-3)

表2-1 「部活動の必要性」について（教員への質問）

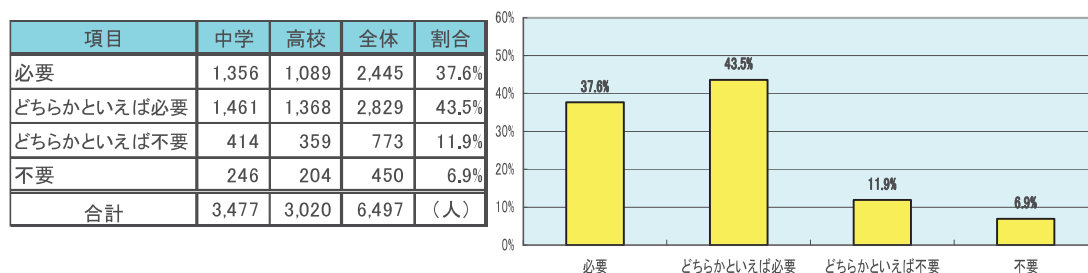
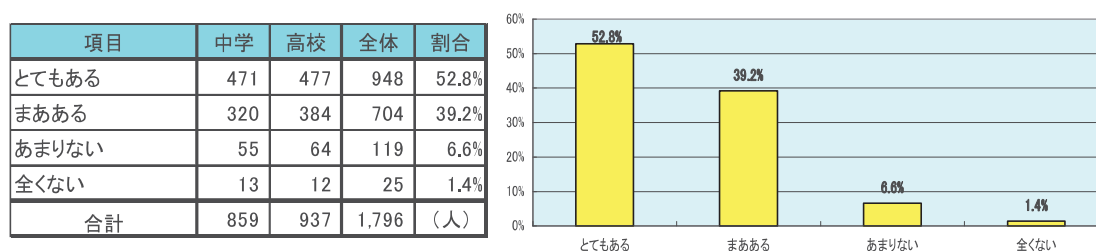
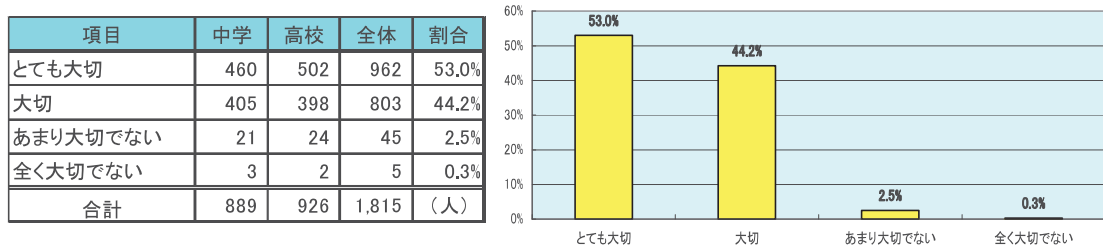


表2-2 「部活動のやりがい」について（運動部所属の生徒への質問）



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29年度）

表 2-3 「部活動は子どもにとって大切」について（運動部所属生徒の保護者への質問）



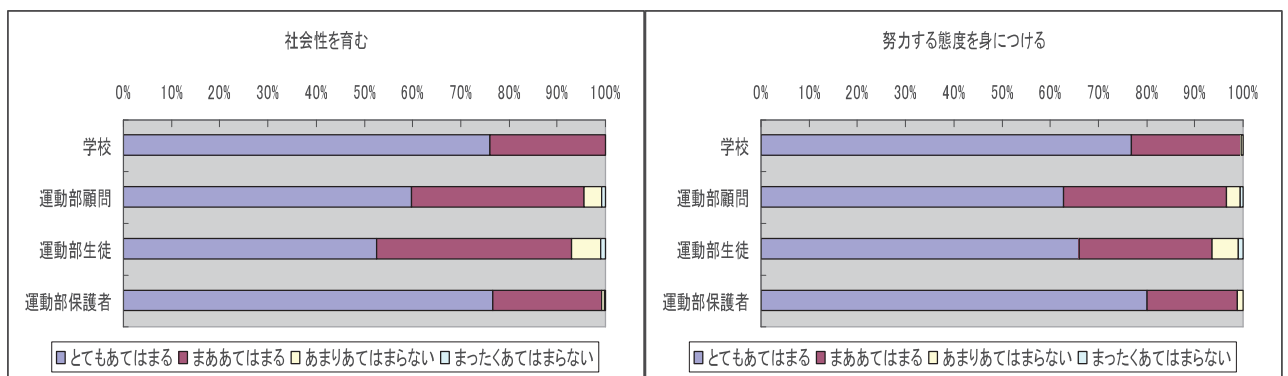
※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29 年度）

(イ) 「人格形成や社会性の育成」について

9 割以上の学校、教員、生徒、保護者が部活動は「豊かな感性や、健やかでたくましい身体づくりに役立つ」、「仲間や教員との関わりを通して、社会性を育む」や「目標に向かって努力する態度を身に付ける」、「あいさつや礼儀などの規律を学ぶ」など、人間形成や社会性の育成に資するものと考えています。（図 3-1， 3-2）

図 3-1 部活動は「社会性を育む」

図 3-2 部活動は「努力する態度を身に付ける」



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29 年度）

ウ 生涯スポーツを支える運動部活動

平成 30 年度、静岡県体育協会のスポーツ競技団体に登録する中学生 67,839 名のうち、運動部活動登録者は 67,389 名となっており、99.3%を占めています。（一部の重複した登録者や未登録者を含む）また、高校生のスポーツ競技団体登録者数は 41,378 名、高等学校の運動部活動登録者数は、45,155 名であり、運動部活動登録者がスポーツ競技団体登録者数を超えています。（スポーツ競技団体に未登録生徒を含む）このように青少年期のスポーツ活動は、多くの中学校・高等学校の運動部により支えられていると言えます。

また、近年では地域でのスポーツクラブの活動が盛んになってきており、例えばサッカーではクラブ加入率が中学生 35.1%、高校生 4.2%となっているなど、中学生年代における地域のサッカークラブへの加入率が高くなって

います。これにより地域に多くのクラブが存在し、活動していることがわかります。しかし、他の競技では地域に十分な受け入れ態勢が存在しない場合もあります。

エ 競技力向上を支える運動部活動

運動部活動は本県のジュニア期の競技力向上に大きく貢献しており、その成果として全国大会の入賞者数（1位から8位）を見ると、ここ数年の全国中学校体育大会は35名程度、全国高等学校総合体育大会では、55名程度となっています。

また、入賞者数の年次推移からは全国中学校体育大会で入賞者数が増加した学年は数年後に全国高等学校総合体育大会でも入賞者数の増加が見られます。これは、中学生期において専門的な指導を受けた生徒の成果が、その後の継続した指導により高校生期においても入賞者数の増加として現れているものであると推測されます。（図4）

さらに、国民体育大会においても全国高等学校総合体育大会上位入賞者が県代表となる可能性が高いことから、少年期からの強化が成年における入賞者の増加に繋がるとともに、日本代表選手やオリンピックの輩出についても、中高校生期での運動部活動での育成が基礎となり、より専門性の高い指導と選手の技術向上が伴うことが大きな成果に繋がっていると考えられます。このことから運動部活動が本県や国の競技力向上を支える大きな柱になっていると言えます。（表3）

図4 全国大会入賞者数の年度推移

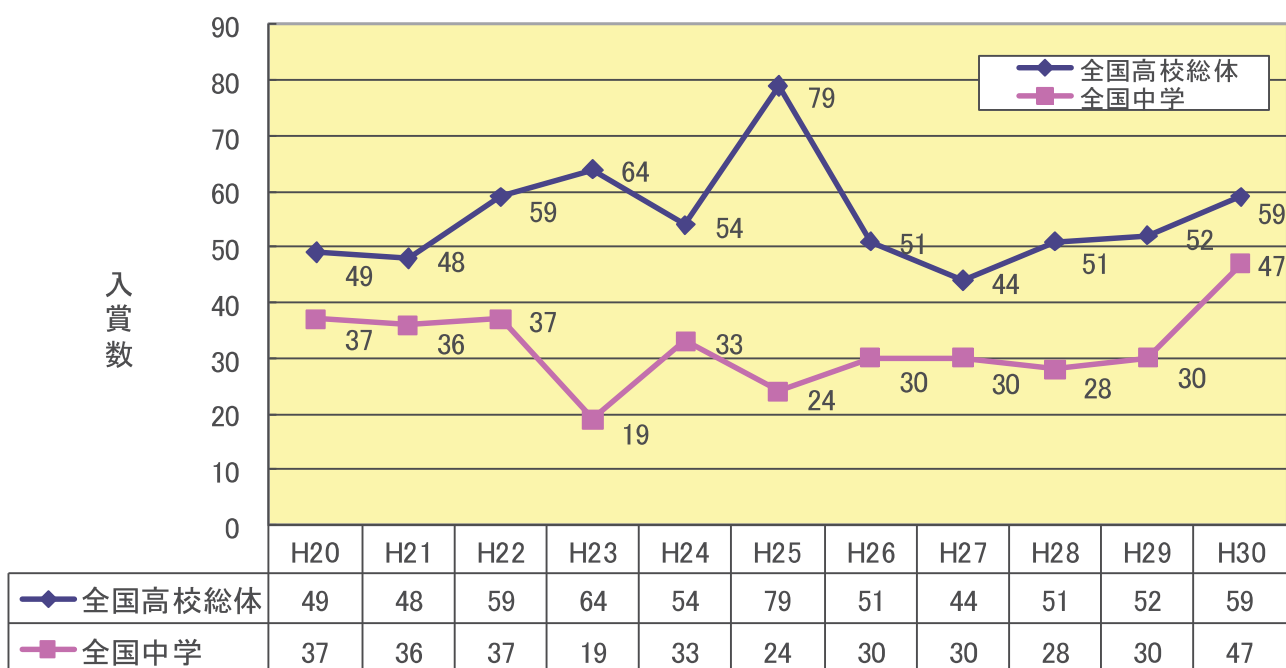


表3 本県出身のリオデジャネイロオリンピック主な出場者

(本県で部活動に所属していた選手)

	競 技	種 目	氏 名
1	卓 球	男子団体、個人	水谷 隼
2	陸上競技	男子 200m、男子 4 × 100m リレー	飯塚 翔太
3		男子 200m	高瀬 慧
4		男子 4 × 400m リレー	加藤 修也
5	水泳 (競泳)	男子 100m 背泳ぎ	長谷川 純矢
6		男子 200m 個人メドレー	藤森 太将
7		女子 50m 自由形、女子 4 × 100m リレー	松本 弥生

2 静岡県の運動部活動の現状

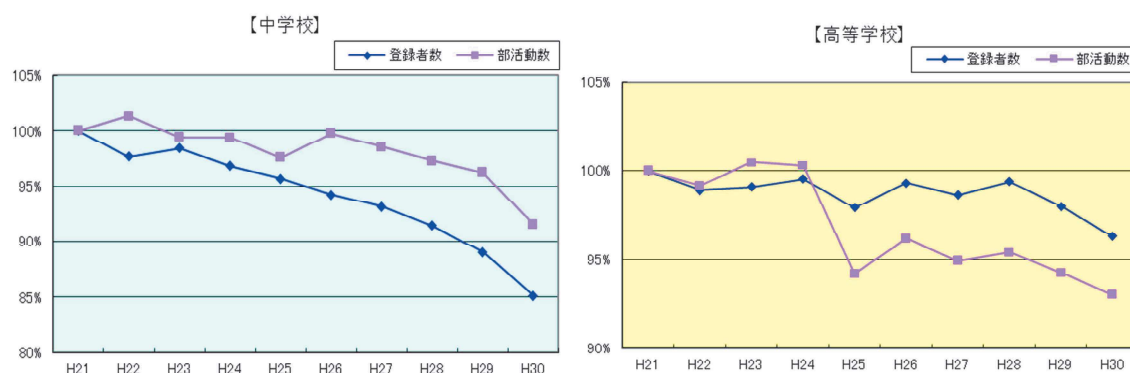
(1) 運動部活動の現状

ア 運動部活動登録生徒数、部活動数の推移及び運動部活動顧問数

運動部活動登録者数（中体連、高体連等の加盟種目登録者）（表1）について平成21年を基準とした減少率を見ると、中学生数は85.2%、高校生数が96.3%、ここ10年間の推移は中学生数がゆっくりと減少、高校生数はほぼ横ばいとなっています。

運動部設置数について平成21年度を基準とした変化を見ると、中学校においては部活動登録者数の減少率と比較すると、部活動の減少率の程度が少ないことが分かります。高等学校では部活動登録者数の減少率に比べて部活動数の減少率のほうが大きくなっています。（図5）

図5 運動部活動の登録者数と部活動数の減少率の比較



※中体連「運動部活動実態調査」

※高体連「運動部活動調査」

本県の運動部活動を指導する顧問数については、平成30年度は中学校が全教員数（公立・私立教諭及び常勤職員等）6,869人に対して4,809人の顧問が配置され、全体の70.0%となっています。また、高等学校は全教員数（公立・私立教諭及び常勤職員等）6,479人に対して5,109人の顧問が配置され、全体の78.8%となっています。（表4）

表 4 教員数と運動部顧問数

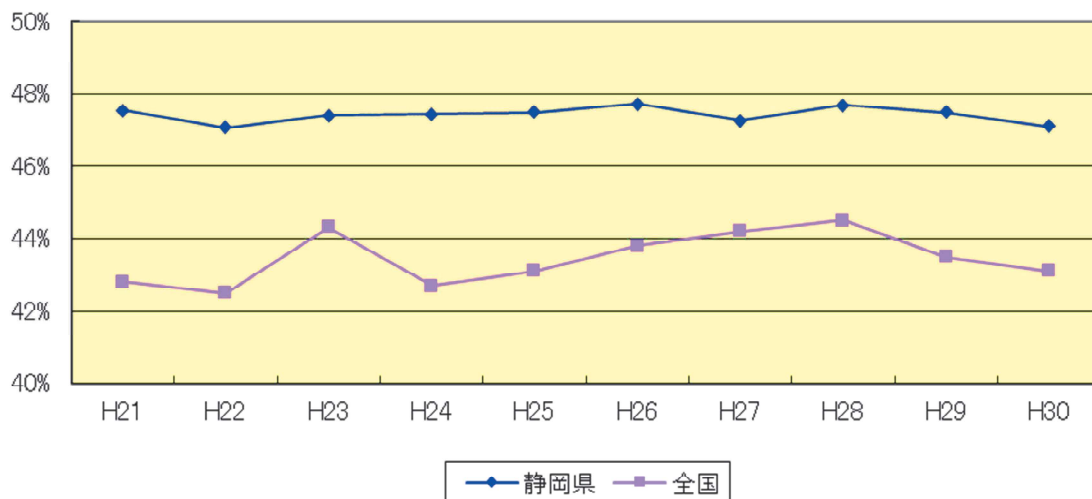
	教員数	顧問数	割合
中学校	6,869 人	4,809 人	70.0%
高等学校	6,479 人	5,109 人	78.8%

※中体連「運動部活動実態調査」・高体連「運動部活動調査」

イ 本県と全国の運動部活動登録率の比較

平成 30 年度の中学校における本県の運動部活動登録率は 68.5%、全国は 61.9%なっています。高等学校は本県の登録率は 47.1%、全国は 43.1%となっており（表 2：中体連・高体連調査）、全国と比較すると運動部活動登録率は中学校では 6 ポイント、高等学校では 4 ポイント上回っています。また、登録率の経年比較をみても、本県の高校生は全国の登録率を上回っていることが分かります。（図 6）

図 6 本県と全国の運動部活動登録率の比較と経年変化



※高体連「運動部活動調査」

(2) 運動部活動の活動状況

各学校における中・高校生の運動部活動は、シーズンや週ごとの計画などにより実施状況は様々ですが、その状況についてアンケート調査等を実施し、活動状況等は以下のとおりです。

ア 中学校の活動日数と活動時間

中学校における運動部活動の活動日数は、1 週当たり平日 3.7 日、週休日は 1 か月当たり 5.2 日となっています。また、活動時間については 1 日あたり平日 1 時間 28 分、週休日は 4 時間 30 分となっています。

イ 高等学校の活動日数と活動時間

高等学校における運動部活動の活動日数は、1週当たり平日4.5日、週休日は1か月あたり6日となっています。また、活動時間については1日あたり平日2時間20分、休日は4時間12分となっています。（表5）

表5 活動日数と活動時間（中・高運動部主（正）顧問への質問）

区分	活動日数		活動時間	
	平日	週休日	平日	週休日
中学校	3.7日	月5.2日	1時間28分	4時間30分
高等学校	4.5日	月6日	2時間20分	4時間12分

※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29年度）

ウ 学校の決まりとしての休養日の設定

中学校においては、生徒の発育・発達の状況や安全面から、地区によって部活動の活動日数や時間の基準を示している場合があります。また、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟は休養日の取り方についてのルールを申し合わせています。

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、学校の決まりとして部活動の休養日を設定している中学校について、全国は「週に1日休養日を設定している」学校が61.9%、本県は「週に2日休養日を設定している」学校が59.5%となっています。

また、同様に土日の休養日の設定については、「月に4日以上休養日を設定している」学校の割合は、全国が37.3%に対して、本県は57.2%と大きく上回っています。（表6）

表6 平成29年度全国及び静岡県の休養日実態

中学校	学校数	学校の決まりとしての部活動の休養日設定				
		.週に1日	.週に2日	週に3日以上	設けていない	その他
全国	9,887	61.9%	20.5%	2.8%	10.7%	4.1%
静岡県	194	23.2%	59.5%	10.3%	3.8%	3.2%

中学校	学校数	土日の休養日設定				
		月に1回	月に2回	月に3回	月に4回以上	設けていない
全国	9,887	16.9%	16.5%	7.7%	37.3%	21.6%
静岡県	194	4.2%	10.8%	4.2%	57.2%	23.5%

※平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3 運動部活動を取り巻く状況と課題

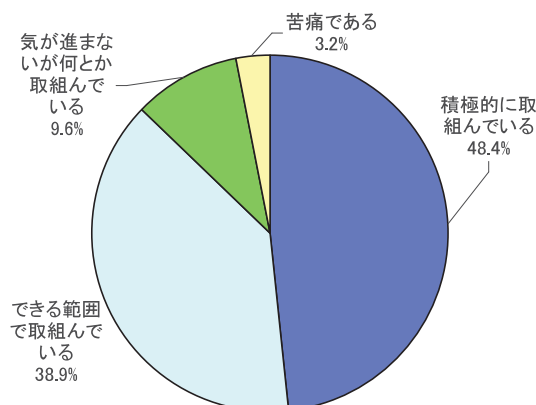
(1) 運動部活動を取り巻く状況

現在の運動部活動には、生徒・教員数の減少、教員の多忙化、生徒・保護者のニーズの多様化等の様々な課題が挙がっています。このような課題を解決し、生徒・教員にとって望ましい部活動を行うための体制や環境の整備が求められます。

平成 29 年度に県教育委員会が実施した多忙化解消に向けてのモデル事業結果からは、モデル校における 1 か月当たりの時間外業務平均 45.9 時間の内、「部活動」指導が 27.4 時間となっており、時間外業務の主な従事内容が部活動指導であることが指摘されました。また、現在、中央教育審議会においても「学校における働き方改革」の審議の中で部活動の在り方に対しての提言がされています。

運動部に関する活動アンケート調査で、運動部活動の主（正）顧問に対して「取り組む姿勢」を聞いたところ、「積極的に取り組んでいる」と答えた顧問は 48.4%、「できる範囲で取り組んでいる」38.9%、「気が進まないがなんとか取り組む」9.6%、「まったくやる気がなく苦痛である」と答えた顧問は 3.2%となっており、部活動指導に負担を感じている部活動顧問に対して負担軽減対策の検討が必要であると言えます。（図 7）

図 7 部活動に対して取り組む姿勢（中・高運動部主（正）顧問への質問）



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29年度）

(2) 運動部活動の課題

ア 活動に対する課題

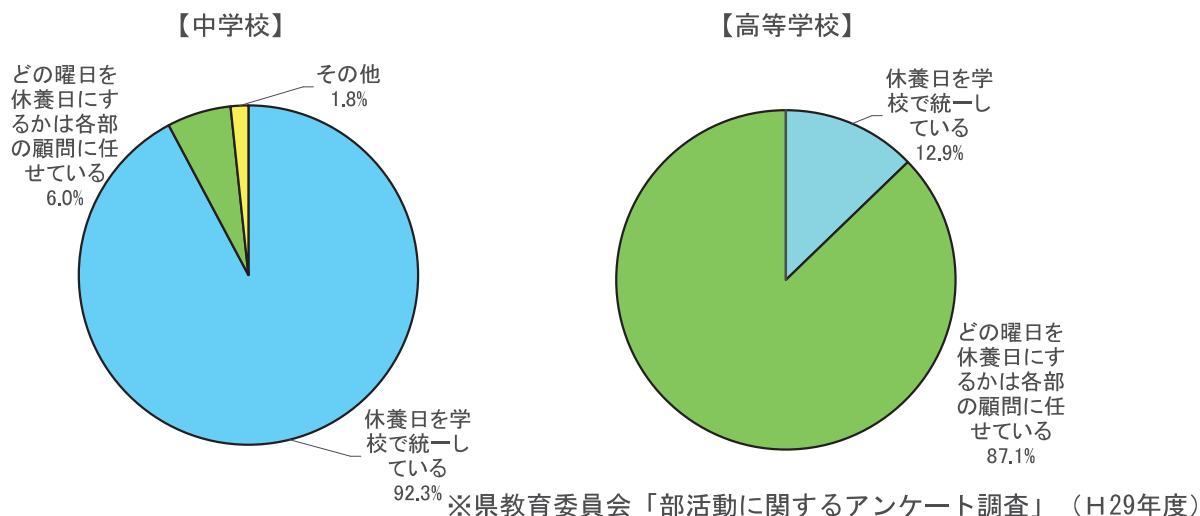
(ア) 学校における部活動の位置付け

学習指導要領には、運動部活動は生徒の自主的・自発的な参加により、各学校が教育活動の一貫として教育課程との関連を図ることに留意するものとされています。また、学校は積極的に生徒が活動できるように配慮するとともに、部活動の意義を十分活かし、バランスの取れた生活が送れるように休養日や練習時間を適切に設定することが示されています。

休養日の設定については、92.3%の中学校が学校で統一した休養日を設定

しているのに対して、高等学校は87.1%が部活動顧問に設定を任せるなど、指導方針や決定の方法に違いが見られます。(図8)

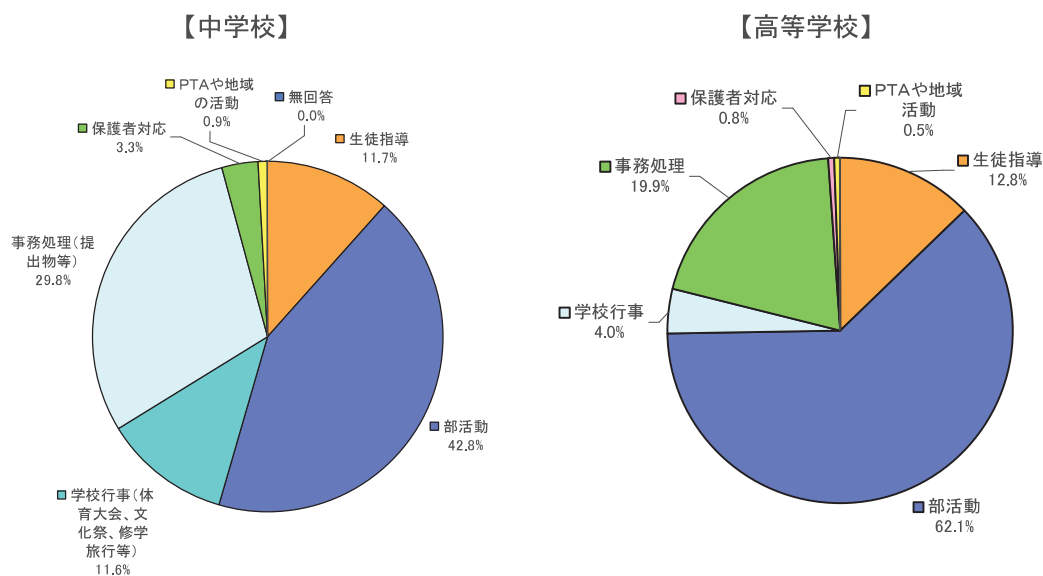
図8 休養日の設定について(学校への質問)



(イ) 部活動顧問の時間的な負担

運動部活動は放課後に行われるため、学校ごとに違いは見られるものの、活動は16時前後から開始されることが多くなっています。アンケート結果から、中学校では平均1時間28分、高等学校で平均2時間20分の部活動が行われていることを考えると、勤務時間後の活動となっています。また、週休日は全てが勤務時間外の業務であり、振替等がされたとしても指導を任された顧問の時間的な負担は大きくなります。顧問に対する業務内容別の負担感を聞くと、中学校42.8%、高等学校62.1%が「最も時間的負担が大きい」と答えた業務は部活動であると回答しています。(図9)

図9 時間的負担感(中・高運動部主(正)顧問への質問)



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29年度)

(ウ) 運動部活動が生徒に与える影響

運動部活動は放課後や週休日に実施されているため、運動部活動ばかりに偏って取り組むことになると、学業と部活動の両立や家庭や地域の生活等とのバランスがとれず、学業不振や地域との交流などの不足に繋がることとなります。部活動に関するアンケート調査によると、中学生 36.1%、高校生 49.9%が活動時間や日数の負担が大きいと答え、中学生 44.0%、高校生 51.6%が勉強との両立ができないと答えました。

図 10-1 活動時間や日数が多く、負担が大きい
(運動部生徒への質問)

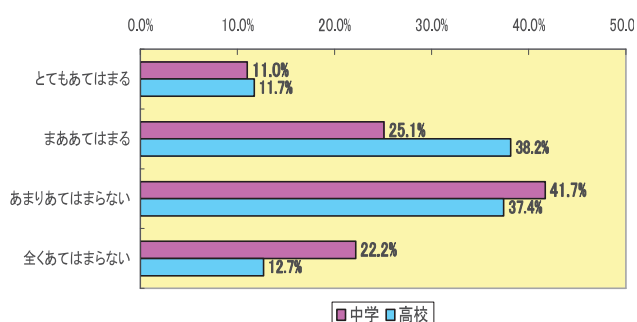
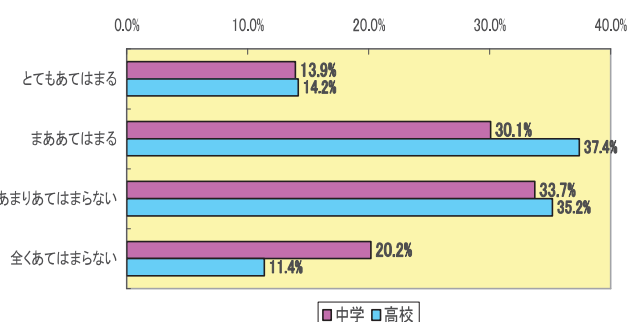


図 10-2 勉強との両立ができない
(運動部生徒への質問)



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

(エ) 生徒の目標や期待に応じた指導

生徒は各自のレベルに応じて目標や目的が異なっています。部活動顧問は、必ずしもその全ての期待に応えることはできません。また、特に中学生と高校生では、発育発達の状況に大きな差が見られるため、求められる水準や内容が異なっている場合があります。さらに、保護者からの要望が強くある一方で、専門的な知識や経験が不足していたり、生徒のニーズが様々であったりする場合には、部活動顧問はその板ばさみとなってしまいうこともあります。

(図 11-1、11-2)

図 11-1 部活動の課題と悩み「技術指導ができない」(中・高運動部主(正)顧問への質問)

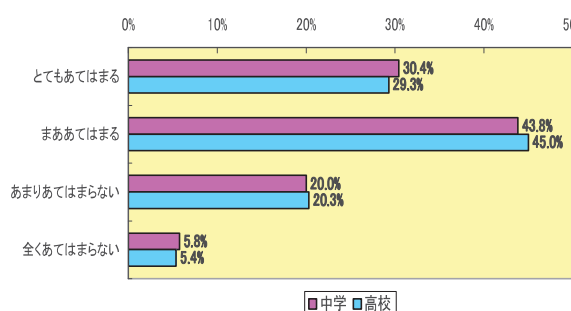
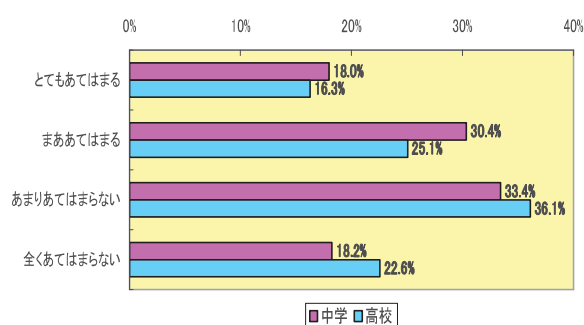


図 11-2 もっと技術指導をして欲しい
(運動部生徒への質問)



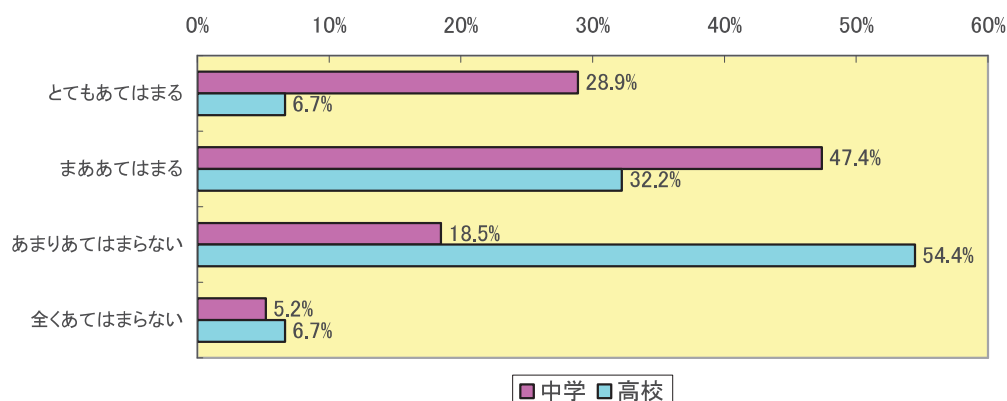
※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

イ 運営体制に対する課題

(ア) 生徒数の減少による影響

少子化により、各学校の生徒数が減少してきており、学校ごとでチームを構成することが困難となっている場合があります。特に部員数が不足して活動が維持できないと答えた学校の割合は中学校が 76.3%、高等学校が 38.9%であり、少子化の影響は中学校が大きく受けていることが分かります。このように、学校には今後の生徒数の減少を予測して、地域の状況に応じて工夫した部活動運営が求められます。(図 12)

図 12 部活動の課題「部員が不足し、活動が維持できない」(学校への質問)



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

(イ) 生徒の多様なニーズへの対応

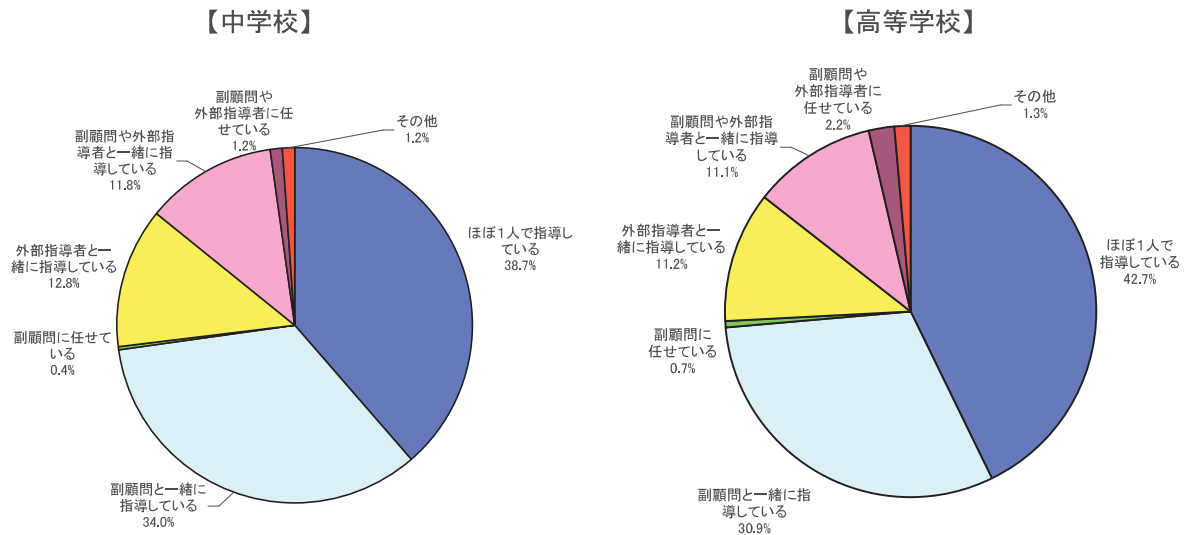
本県では、中学校の運動部は 1 校当たり平均約 9.4 部活動、高等学校では平均約 13.5 部活動が設置されています。しかし、中学校、高等学校には生徒が希望するスポーツ種目が設置されていない場合があります。県高等学校体育連盟の高校生の部活動に関する意識調査では、部活動に所属しない生徒の約 11%が「入りたい部がなかったため」と回答しています。

また、特に生徒数が少ない地区の学校では部活動の統廃合が進み、部活動選択肢が減少するなど、生徒のニーズに対応できない状況が増えてきています。

(ウ) 顧問の指導体制

各学校における部活動顧問の配置状況は、部活動に関するアンケートによると、既に中学校が 92 校 53.2%、高等学校は 66 校 73.3%が複数顧問体制をとっています。しかし、約 40%の主(正)顧問は一人で指導を行っており、主(正)顧問にかかる負担を減少させるための配慮が求められます。(図 13)

図 13 指導体制の状況（中・高運動部主（正）顧問への質問）



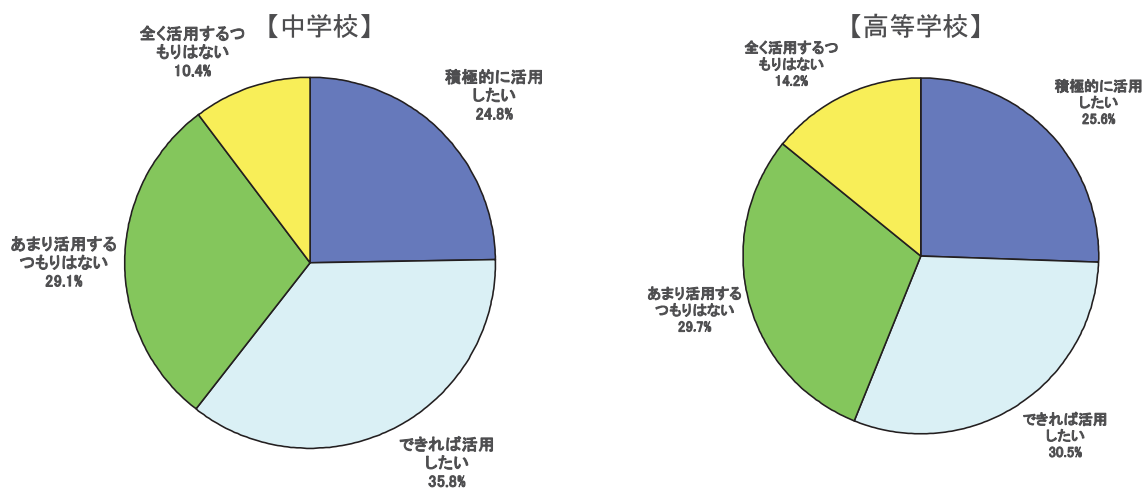
※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29 年度）

（エ）外部指導者の確保

現在、県内の中学校では 561 人、高等学校は 467 人の外部指導者の支援により部活動を行っております。

更に、学校ではより多くの外部指導者の配置を要望しておりますが、探す当てがなかったり、適した指導者が見つからなかったりするケースのほか、外部指導者への謝金等が準備できないため、協力を依頼することができないような場合もあります。（図 14）

図 14 外部指導者の活用（中・高運動部主（正）顧問への質問）



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29 年度）

ウ 指導に対する課題

（ア）専門的指導ができない顧問の負担

専門的な指導ができない種目を担当することになった顧問は、時間的にも

精神的にも大きな負担を抱えることになります。部活動アンケートによると、中学校では73.6%、高等学校では65.7%の教員が「指導できない種目の顧問を引き受けたことがある」と回答しています。各学校とも限られた教員の中で部活動担当顧問を割り振る場合、こうした状況が避けられなくなっています。また、運動部顧問が負担と考える理由には、「試合の引率や審判等の負担が大きい」との回答も多く上げられています。（図15-1、15-2）

図15-1 技術指導できない部活動をもったことがある（運動部正副顧問）

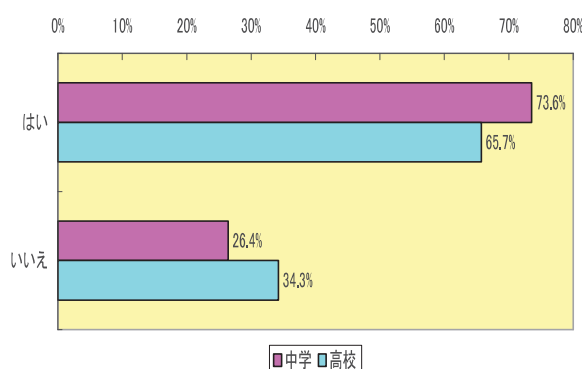
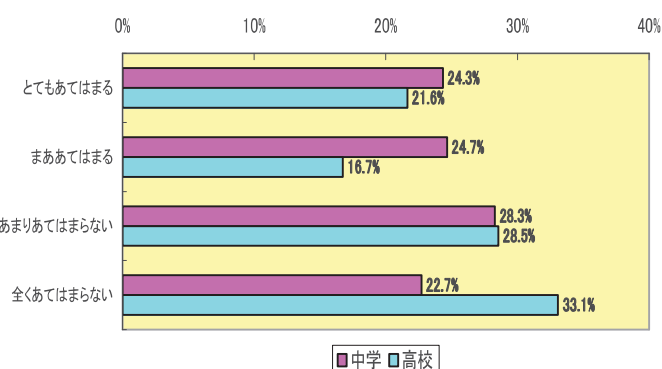


図15-2 技術指導ができない（運動部主顧問）

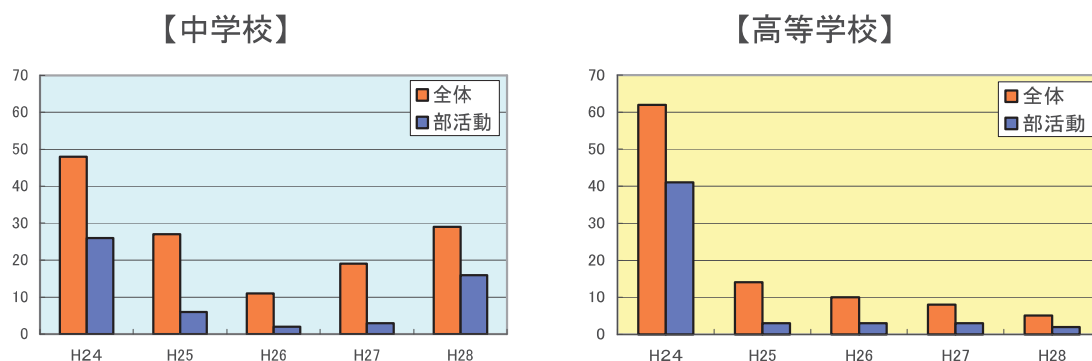


※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29年度）

（イ）偏った指導による弊害

生徒は各自のレベルに応じて目標や目的を設定し、練習に取り組んでいます。しかし、各チームを構成する生徒のレベルや人数は様々で、その状況を十分に把握しないまま顧問の思い込みにより勝敗に固執しすぎると、偏った指導や過剰な練習による傷害などの弊害が発生することがあります。さらに、顧問の経験不足や焦りなどが影響し、体罰に至ってしまうケースが実際に発生しています。平成24年度以降、部活動中の体罰の発生件数は大幅に減少しましたが、無くなったわけではなく、今後根絶へ向けての対策が求められます。（図16）

図16 部活動中の体罰の発生件数の推移



※県教育委員会「体罰に係る実態把握の結果について」

(ウ) 活動中に発生する怪我や事故

身体活動を伴う運動部活動では、その活動中に怪我や事故が発生する場合があります。日本スポーツ振興センターに申請のあった本県の部活動中の怪我や事故は、平成 30 年度には 8,700 件となっています。しかし、怪我や事故の中には、過度の負荷や負担、休養不足等により傷害が発生する場合があります。部活動顧問は、生徒の怪我や事故を未然に防止し、重大な事故を発生させないための知識や対策が必要となります。(表 7)

表 7 平成 30 年度静岡県内の怪我の状況 (件)

	中学校	高等学校	合計
陸上競技部	381	222	603
サッカー部	806	995	1,801
テニス部(含ソフトテニス)	388	186	574
ソフトボール部	227	66	293
野球部(含軟式)	442	499	941
バレーボール部	757	362	1,119
バスケットボール部	1,303	678	1,981
卓球部	145	29	174
柔道部	168	105	273
その他	290	651	941
合計	4,907	3,793	8,700

※日本スポーツ振興センター

○ 運動部活動の在り方

1 本県が目指す運動部活動

(1) 部活動を通して育てる生徒像

本県では、部活動に参加する全ての生徒が、夢や目標を持って日頃の活動に励み、充実した学校生活を送ることができるよう、学校が部活動を通して育んでいく指導目標をまとめました。

①明るく充実した学校生活の展開

- ・ 共通の目標や目的に向かって努力する過程をとおして、教員と生徒、生徒同士が授業（学習指導）とは異なった信頼関係を育みます。
- ・ 自己の存在感を見出し、各自の成長が確認できる場を提供することで、学校を明るく、活性化させ、自校愛を育みます。

②豊かな人間性や社会性を育成

- ・ 自己肯定感や達成感、時には挫折感を味わう中で、自らの主体性と思考力を養い、課題を解決する能力を育みます。
- ・ 異年齢集団で活動と時間を共有し、学級や学年を超えた友情、思いやり、連帯感、協調性などを育むとともに、集団生活のルールや秩序を身に付けます。

③地域や家庭との連携を促進

- ・ 「生徒の活動を支える」という視点で、学校と家庭が相互に理解し合い、よりよい関係を築きます。
- ・ 学校は地域の一員として、部活動の活性化に向けて、人材・空間・取組を共有し合い、一層の連携を深めます。

④心身共に健康な身体を育成し、体力の向上を促進

- ・ 部活動の実践を通して、身体を動かす楽しさや心身をリフレッシュさせる爽快感を体感させるとともに、生涯にわたってたくましく生きるための体力と健康の基礎を培います。
- ・ 仲間との活動や規律ある行動を通して、フェアプレーやチームプレーの精神、克己心など、健全な精神を養います。

⑤生涯においてスポーツを実践

- ・ 競技の専門的な技術やスポーツ医科学の知識を高め、生涯に渡ってスポーツに親しむことができる実践力を身に付けます。
- ・ スポーツの行い方や楽しみ方など、将来スポーツに親しんでいく上で望まれる能力と態度の基礎を育みます。

⑥競技力の向上とスポーツの普及・発展

- ・ 高い水準の技能や記録に挑戦し続けることを通して、自己のパフォーマンスや競技力の向上を図るための方法を身に付けます。

- ・自身の競技経験を生かし、競技の普及や指導の仕方に対して興味・関心を持ち、スポーツの発展に貢献しようとする態度を育成します。

(2) 将来の部活動に向けた取組

部活動は、学校の教育活動の一環として重要な役割を果たしてきました。また、生徒にとってかけがえのない活動の場であるとともに、教員の学びの場ともなっています。

今後、社会環境の変化に即し、学校に対する生徒・保護者の実態やニーズは多様化することが予想されます。しかし、一方で少子化はますます進み、部活動顧問個々の対応では部活動の運営が立ち行かない状況になることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、将来の部活動に向けて、生徒だけでなく、教員保護者、学校、さらには地域にとってもよりよいものとなるよう、各学校は次に掲げる事項に十分に配慮して取り組むことが求められます。

- ①各学校においては、今までの運動部活動が果たしてきた意義を踏まえ、部活動指導に萎縮することなく、その目的や方向性が具現化できるよう、生徒の視点に立って、充実した活動を推進していきます。
- ②本ガイドラインにより、学校全体で運動部活動顧問の負担の軽減に努めるとともに、部活動顧問一人一人が今までの指導を見直し、より効率的・効果的な活動となるよう、抜本的な意識改革に取り組みます。
- ③部活動顧問の指導を支えるため、各学校に「部活動検討委員会」を設置するなど、学校全体で運動部活動を管理・運営していく意識を持ち、全職員が同一歩調で諸問題に対応する体制を構築していきます。
- ④生徒の夢や将来の目標に向けての支援を行うとともに、学業とのバランスの取れた学校生活を送ることができるよう配慮が求められます。また、参加する大会数の上限となる目安の設定についても検討していきます。
- ⑤日本で開催される東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ等、スポーツをグローバルな視点から捉え、スポーツの本質的な価値を理解し、スポーツマンシップを育む教育を推進していきます。
- ⑥中学校体育連盟や高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、スポーツ関連団体等と連携し、生徒にとって充実した活動となるよう、運営の在り方や規則について検討していきます。

2 適切な部活動の実施

県教育委員会は、前述の運動部活動の「意義と役割」、「活動状況と課題」及び「本県が目指す運動部活動」、「運動部活動顧問アンケート調査結果」、スポーツ庁が示す「運動部活動ガイドライン」を踏まえ、県内の中学校、高等学校に対して活動の基準や具体的な対応等について示すため、本ガイドラインをとりまとめました。

市町教育委員会におかれては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、各学校の校長は「学校の運動部活動に係る活動方針」の作成及び運動部活動顧問に対する指導・助言をお願いします。

なお、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインが原則として適用されますが、高等学校では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることを留意し、その運用については下記留意点等を参考に対応してください。

(1) 運動部活動の休養日の設定及び活動時間

生徒の運動部活動の休養日の設定及び活動時間については、「本県が目指す運動部活動」又はスポーツ庁が示す「運動部活動ガイドライン」及び「運動部活動顧問アンケート調査結果」、公益財団法人日本体育協会が示す「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」を参考に、以下のとおり活動の基準とします。

なお、活動時間の設定にあたっては、部活動指導に従事する教員の心身の健康等を保持するため、教員の時間外勤務の上限の目安時間を、原則「月 45 時間以内・年 360 時間以内」とした「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」及び「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を踏まえることとします。

【中学生】

休養日：週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、
週休日（学校の休業日）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。）

1 日の活動時間

平日：長くとも 2 時間程度

週休日及び休日：長くとも 3 時間程度

【高校生】

休養日：週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、
週休日（学校の休業日）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。）

1日の活動時間

平日：長くとも3時間程度

週休日及び休日：3時間程度、長くとも4時間程度

※運用上の留意点

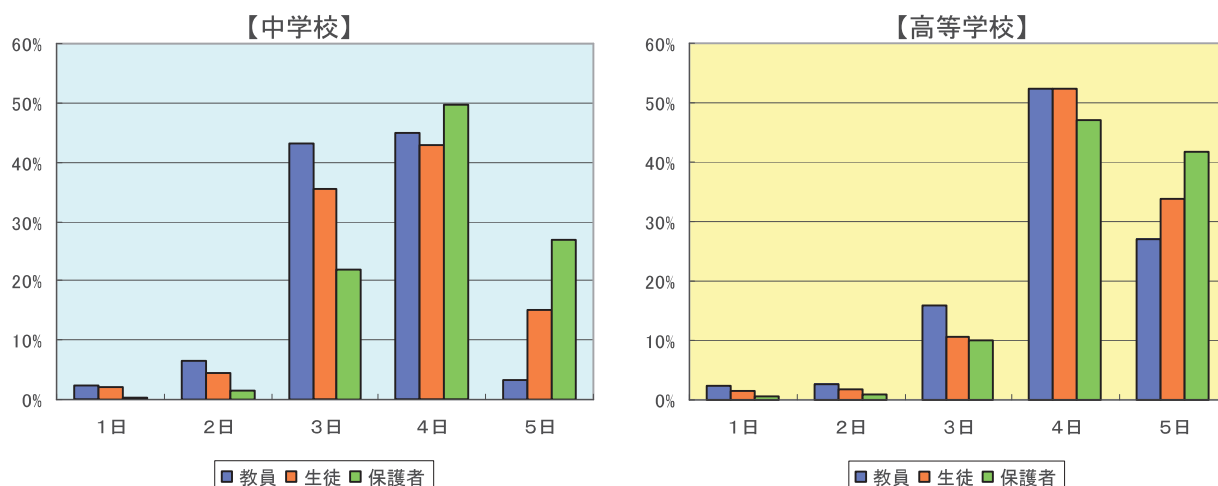
- ・活動の基準は日常の運動部活動の休養日や活動時間の目安を示したものであり、できる限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるように配慮してください。
- ・活動日数や時間は、各学校や地域の状況により柔軟な対応が可能です。ただし、活動日数や時間を変更する場合には、あらかじめ所属長の了解の下、計画的にそれぞれの週または月などの一定の期間内に調整してください。
- ・試合期や合宿、遠征など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではありませんが、超過した活動日数や時間については休養日や時間を他の日に振り替えてください。また、適切に保護者や生徒等へ示すよう留意してください。
- ・長期休業中やテスト期間、シーズンオン・オフ等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるよう配慮してください。
- ・各地域や学校で、共通の部活動休養日を設けることや、活動時間等のルールを定めることも考えられます。

ア 部活動アンケート調査結果における活動実施日数・時間

(ア) 適切と考える平日・週休日の活動日数

部活動アンケート調査によると、平日の活動日数については中学校、高等学校ともに、4日が適切と考える意見が最も多く、週休日については中学校、高等学校ともにどちらか1日を休養日とすることが望ましいとする意見が最も多くなっています。(図17)

図17 中学校・高等学校の平日の適切な活動日数（教員、生徒、保護者への質問）

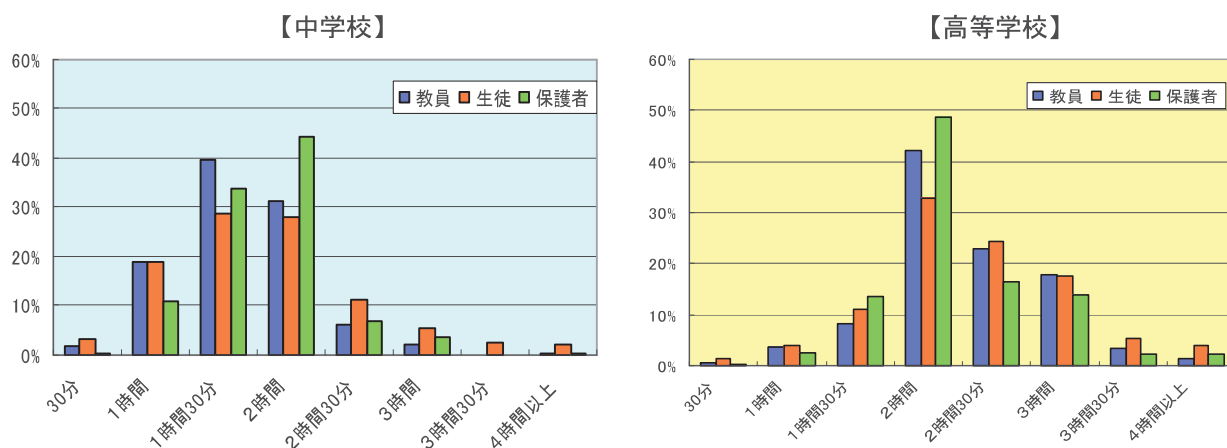


※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」（H29年度）

(イ) 適切と考える平日・週休日の活動時間

部活動アンケート調査によると、平日の活動時間については、中学校は概ね1時間30分から2時間程度、高等学校は2時間から2時間30分を適切と考える回答が最も多くなっています。また、週休日の活動時間については、中学校・高等学校ともに、3時間から4時間が適切と考える意見が多くなっています。(図18)

図18 中学校・高等学校の平日の適切な活動時間



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29年度)

イ スポーツ医・科学の観点から見た活動時間及び指導の留意点

公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月)によると、スポーツ医科学の観点からスポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に16時間/週以上でより高くなること、少なくとも週に1、2日は運動部活動の休養日を設けること等を提言しています。また、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上に繋がらないとも言及しています。

また、中学生、高校生の時期は、身体も心も成長が著しい時期です。身長、体重の増加はもちろん、骨格の形成、筋力、運動能力の発達、また第2次性徴における身体の変化があり、同時に悩みや不安を抱えながら、心の成長も進んでいきます。

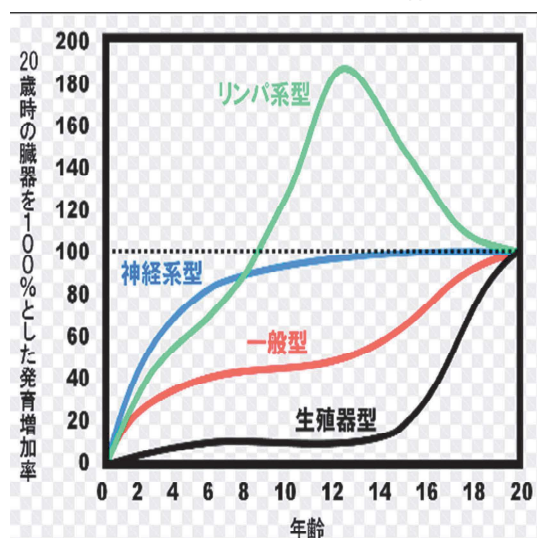
スキヤモンの発育発達曲線から、中学生の発育発達の特徴として、呼吸循環器の発達に加え、骨格筋系の急速な発達を迎えます。そのため、適正な質と量のトレーニングを行うことが大切となります。また、体のバランスが変化するため、一度習得した技術ができなくなったり、上達に時間が掛かったりすることもあることから、新しい技術の習得よりも、今まで身に付けた技術を発揮できるような指導が重要になります。

さらに、骨が急成長する事に対して筋肉の発達が遅れがちとなり、その結果傷害が起こりやすくなるため、過度のウェイトトレーニングを避けるなど指導には配慮が必要です。

高校生の特徴としては、運動に関与するあらゆる器官の发育速度は低下するものの、機能的にはピークに近づきます。男子は、男性ホルモンが多くなるため筋肉が付きやすく、この頃から筋力トレーニングをすると、筋線維が太くなり、適切なトレーニングを行えば筋力、持久力ともに向上していきます。また、動きの基礎が大きく発展する時期であります。従って、専門的なトレーニングの導入とともに、運動強度を管理する必要があります。特に、高等学校進学直後は、急激なトレーニング量の変化に注意が必要となります。

さらに、平成 29 年度には中高合わせて約 44,000 人の本県女子生徒が、運動部活動に所属しています。スポーツに親しむ女子運動部員の健康を損なうことなく、その能力を向上させるためには、部活動顧問が女性特有の生理現象を理解しないと、効果が上がらないばかりでなく、逆に怪我を誘発したり、体調の悪化をまねいたりする危険性があります。そこで、女子運動部員本人や部活動顧問は、適切にスポーツを実施するための知識を得るための研修を行うことが必要となります。(図 19)

図 19 スキャモンの发育発達曲線



(2) 学校における部活動方針の明確化

部活動アンケート結果から、休養日や活動時間の設定については部活動顧問の判断によるところが多いことが分かります。運動部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるとされていますが、その活動の計画や運営は実質的には担当の部活動顧問に任されています。

しかし、本来部活動はその内容についても学校や顧問、生徒の共通理解の下で実施されるものであり、勝つことのみを目指す偏った指導や、保護者や生徒からの期待を部活動顧問が一人で背負い、それが部活動顧問にとって過剰な負担となってしまうことは避けなければなりません。

そこで、各学校においては本ガイドライン等を参考に校長の指導の下、運動部活動の基本方針を定め、学校の教育目標や運動部活動のルールを明確化し、部活動顧問が日頃の活動に反映できるように指導するとともに、学校説

明会や保護者会等で生徒や保護者に対してその内容を示すことにより、部活動選択時に活動に対してのミスマッチを防止し、生徒や保護者、地域の理解を得る事が可能となります。

また、各学校においては生徒数や教員数等の状況を踏まえ、適切な部活動設置数を検討するとともに、できる限り一つの部活動に複数の顧問を配置するなど、指導の中心となる主（正）顧問を支援する体制の構築が求められます。その場合には、設置部活動数を踏まえ、副顧問に対して一部の指導・管理業務等の分担をお願いするなど、一人の部活動顧問への負担を軽減させるための体制作りへの配慮が必要となります。

さらに、各学校は部活動ごとの生徒の現状を把握し、別紙様式等を参考に、運動部活動の活動計画を策定するよう部活動顧問を指導するとともに、一定期間ごと生徒や保護者に対して、ホームページ等で部活動計画や方針を情報提供し、開かれた部活動指導を目指すことが大切です。

<例>年間練習計画 中学校：軟式野球部

月	大会 行事	練習内容	行事、その他
4	練習試合 春の大会（シード決め）	・目標設定 ・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習 ・フィジカルトレーニング	・部活動開き （基本方針を語る） ・1年生正式入部 ・1年生保護者会
5			
6	中体連大会		・熱中症対策
7			
8	新チームスタート	・指導方針、目標設定、約束事の確認 ・基礎技能練習、勉強会	・部活動保護者会（新チーム） ・体重、体調管理
9	練習試合	・多くの選手を起用 ・多くのポジションを経験させる	
10	秋の大会（新人戦）	・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習	
11			
12	鍛錬期（冬季練習）	・フィジカルトレーニング、股関節、肩甲骨の可動性向上メニュー ・数を多く打つ、数を多く捕る。暖かい日は実践的な練習を行う。	
1			
2	全軟の大会	・練習試合を通しての課題把握 ・課題解決のための実践練習	
3			

<例>月間練習計画 高等学校：バスケットボール部

〇〇高等学校 女子バスケットボール 日程表（6月）

【6月の目標（大会まで）】 県大会 精一杯戦う!!	【6月の目標（大会終了後）】 心づくり!! 体づくり!!
---------------------------------	------------------------------------

日	曜日	練習予定（時間）	場 所	学校行事・試合等	その他
1	金	16:00~19:00	学 校		試合前、調整
2	土		試合会場	インターハイ県大会 1日目	勝とう!!みんなで!! 力の限り頑張ろう!!
3	日		試合会場	インターハイ県大会 2日目	
4	月	17:00~19:00	学 校	ミーティング	心づくり
5	火	17:00~19:00	学 校		心と体づくり
6	水	17:00~19:00	学 校		心と体づくり
7	木	off		文化祭 1日準備	
8	金	off		文化祭	文化祭を みんなで 成功させよう!!
9	土	off		文化祭	

(3) 部活動指導員による部活動の指導・引率

これまでの外部指導者は、原則として顧問不在時の単独での指導、校外での練習試合や大会への単独の引率は認められていませんでした。しかし、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則の改正により、設置者が規則等を整備することで、単独での指導・引率が可能な部活動指導員を活用することが可能となりました。

部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上等だけでなく、教員の多忙化や顧問の不安感の解消を図る上で効果が期待されています。県教育委員会は県立学校について平成 29 年からモデル事業で部活動指導員を配置しており、今後、配置の充実について検討していきます。

(表 8-1、2)

各市町教育委員会におかれては、県教育委員会が実施している部活動指導員の要項等を参考に、市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び顧問の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置についての検討が可能となっています。(平成 30 年度から国の補助事業として実施)

平成 29 年度モデル事業報告書によると、部活動指導員の配置による単独での指導及び引率は部活動指導の充実だけでなく、部活動顧問の精神的・時間的な負担軽減に効果が現れていることから、今後は中学校体育連盟や高等学校体育連盟、高等学校野球連盟と連携し、効果的な負担軽減に繋げていけるよう検討していきます。

表 8-1 部活動指導員の活用における成果・効果

質 問	評 価
① 部活動指導員を効果的に活用し、顧問の負担軽減が図れた。	100.0%
② 単独指導により、顧問の負担軽減が図れた。	81.8%
③ 単独引率により、顧問の負担軽減が図れた。	72.7%
④ 部活動の課題等を共有し、改善に向けて連携・協力体制を構築することができた。	100.0%
⑤ 運動部活動顧問の資質向上が図られた。	90.9%
⑥ 指導内容が充実し生徒の意欲、関心が高まり、積極的な活動ができた。	100.0%
⑦ 部活動指導員を効果的に活用し、効率的な練習が実施された。	100.0%
⑧ 部活動指導員の指導により練習時間が縮減し、生徒がバランスの取れた生活を送ることができた。	63.6%
⑨ 学校教育方針を理解し、活動できた。	100.0%
⑩ 外部指導者に関する誓約事項等について遵守し、適切な部活動指導ができた。	100.0%

※県教育委員会「平成 29 年度モデル事業報告書」

表 8-2 時間的・精神的負担軽減について（顧問教員による質問の回答）

質 問	時間的	精神的
生徒と関わる時間の確保につながり負担軽減となった。	90.9%	81.8%
担任業務、学年業務の時間が確保でき、負担が軽減した。	81.8%	72.7%
分掌業務の時間が確保でき、負担が軽減した。	72.7%	63.6%
授業準備の時間が確保でき、負担が軽減した。	45.5%	45.5%
事務処理の時間が確保でき、負担が軽減した。	54.5%	54.5%
時間外勤務が減少し、負担が軽減した。	72.7%	90.9%

※県教育委員会「平成 29 年度モデル事業報告書」

（４）生徒の要望に応じた運動部活動

運動部活動に参加する生徒にとって、放課後や週休日に過度の活動が負担に繋がっていることが指摘される一方、部活動に打ち込み、例えばプロスポーツ選手になりたいなど、将来の夢や進学希望に向かって挑戦する生徒も存在します。

学校の全ての部活動で高度で専門的な指導を行うことはできません。しかし、競技種目によっては地域に水準の高いスポーツクラブ等が存在せず、学校の部活動がその役割を担うことや、専門的指導が可能な部活動顧問に対してより高いレベルの指導が期待される場合があります。そのような場合には、部活動に所属する生徒に対する配慮や、勝つことのみを目的とした指導に陥らないよう留意し、生徒や保護者に対して丁寧な説明が必要となります。

また、スポーツに親しむことを目的とした形態の部活動を希望する生徒もいることからなど、競技性の高い種目に加えて、スポーツを楽しむことを主眼にした活動やレクリエーションやニュースポーツ、シーズン制のスポーツなど、運動習慣の形成や生涯スポーツの基礎作りに繋がるような活動を取り入れることが求められています。

実際に県教育委員会が実施したモデル事業において、レクリエーション協会と連携した活動や学校に設置されていないスポーツ種目を実施することにより、生徒のスポーツへの興味関心が高まったことが検証されており、各学校でも新しい形態でのスポーツ機会の提供が望まれています。（表 9）

表9 運動部活動指導の工夫・改善支援事業の実践例

【実践例1】

「女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善の実践」

○目的

運動をする機会の少ない文化部の生徒に、部活動の時間を使って、自分たちのやりたいスポーツを選択させ、講師を派遣し体験した。

ディスクドッジ	家庭部女子 16人、文芸創作部女子 3人サイエンス部 6人(男子 2人) 音楽部 4人 放送部男子 1人
チアダンス	吹奏楽部 39人(女子 34人 男子 5人)
スポーツ吹矢	美術部女子 8人 情報ビジネス部 16人(女子 2人)
スポーツチャンバラ	演劇部 17人(男子 1人)
ヨガ	英語部 5人(男子 3人) 茶道部女子 8人ボランティア部 21人(男子 1人)

○効果

普段、体を動かすことが少ない生徒が、自分たちでやりたいスポーツを選択し実施したことから、積極的に取り組み、楽しむことができた。生徒からは、「また、やりたい。」「大人になってから定期的にやりたい。」といった感想が多く、充実した時間であった。

【実践例2】

「多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善の実践」

○目的

運動する機会の少ない女子生徒を対象に運動機会を提供するため、放課後に生徒のニーズに合わせたダンスの講師を定期的に派遣し、様々なダンスを体験した。

- ・参加人数 30名 ・回数 6回
- ・ダンスの種類・・・フラメンコ、ジャズダンス、チアダンス、HIPHOPダンス、エアロビクスダンス、フラダンス

○効果

様々なダンスの講師をお招きし、様々なダンスを体験した。以前から知っているジャンルのダンスであったが、体験したことのないものが多く、様々な発見があり有意義であったという感想が多かった。また、講師が熱心で丁寧な指導のおかげで、生徒も楽しく取り組めた。

3 エフした運動部活動の運営

(1) 外部指導者の確保と円滑な運用

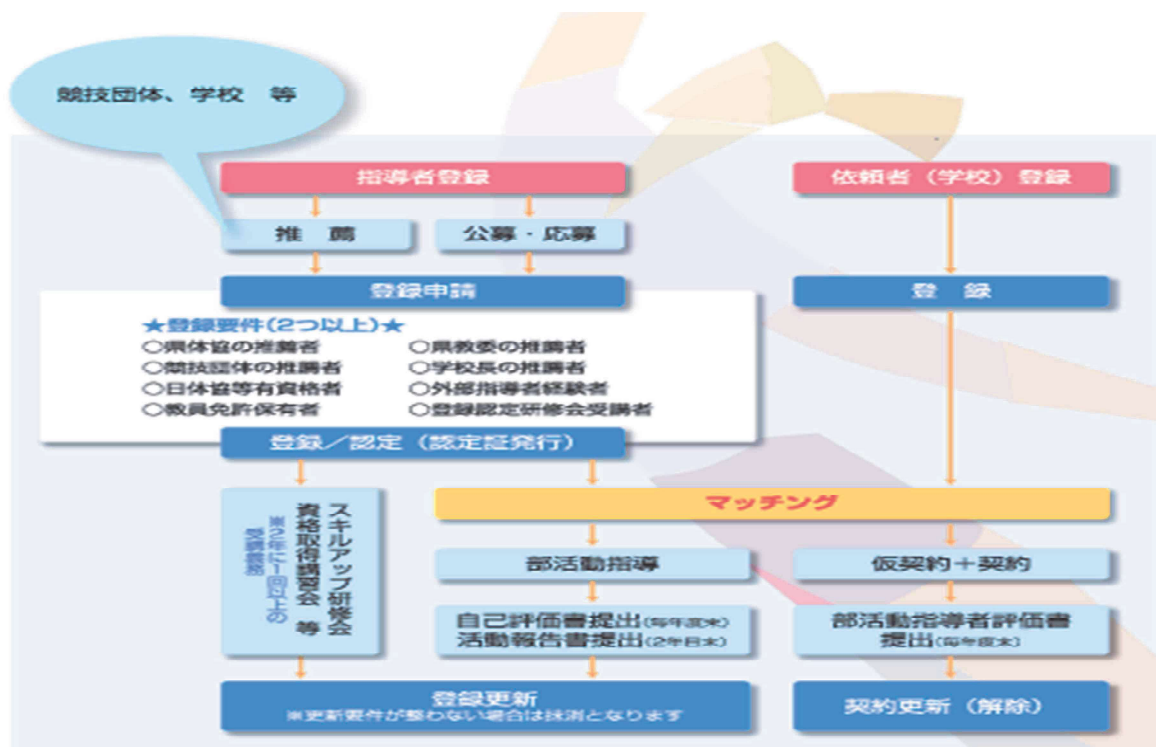
運動部活動の生徒の技能や体力のレベルなどに応じて指導を行ったり、専門的な指導ができない教員が部活動顧問に配置されたりする場合には、その顧問にとって大きな負担となることから、外部指導者を活用するなど複数の指導者体制で指導することが効果的です。

その場合、学校や部活動顧問は、部活動の保護者会や後援会等に支援を依頼するほか、教育委員会や競技団体に相談して外部指導者を探しますが、学校のニーズや条件が折り合う指導者を見つけることは難しいのが実態です。

そこで、県教育委員会は県体育協会と連携し、学校や地域のスポーツ教室等へ適切な指導者を紹介するための「しずおかスポーツ人材バンク」を構築し、平成29年度より運用を開始しました。

「しずおかスポーツ人材バンク」は、外部人材の活用を検討している学校がホームページ上で依頼者登録すると、県体育協会から学校の求めに応じて外部指導者を人材バンクから選定します。その上で、県体育協会の部活動コーディネーターが活動内容や活動日等の条件面を調整し、条件が一致した場合には外部指導者が運動部活動指導を開始することが可能となる仕組みです。(図20)

図20 しずおかスポーツ人材バンク



静岡県体育協会

今後は県内の中学校、高等学校からの多くのニーズに応えることができるよう本格的な運用を実施していきます。

県や市町においては、外部指導者の謝金を十分に確保できているとは言えない現状です。外部指導者の中にはボランティアで指導くださる方もいますが、安定的な指導者の確保のためにはその財源の確保が求められます。また、中には部活動保護者会やPTA、同窓会等に協力をいただいている学校もありますが、持続可能な体制を計画的に構築することが求められます。

なお、外部指導者には、校長の指導の下、「学校の運動部活動に係る活動方針」や顧問と外部指導者の役割について共通理解を図ること、研修会等への参加等についての確認が義務付けられています。県教育委員会としましては、部活動指導員を含む外部指導者の拡充を検討するとともに、県内の幾つかの地域において、地域スポーツクラブや関係団体との連携、受益者負担等の部活動運営の工夫についても検討してまいります。

(2) 地域と連携した運動部活動の新しい形態

「学校に希望する運動部活動がない」、「専門的な指導が十分に受けられない」など生徒の多様なニーズに応えるため、県教育委員会は平成28年度から磐田市と連携して地域スポーツクラブを設置し、生徒のスポーツ活動を支援しています。運動部活動の新たな形態として、学校で運動部活動を支えることが困難となった部活動の種目を、磐田市が中心となり、ヤマハ発動機、静岡産業大学、磐田市体育協会などと連携し、中学生のスポーツ活動を支えています。

現在は、定期的に部活動の形態をとる陸上競技、ラグビーのほか、専門的な技術指導を希望する生徒に対して競技力向上を目指す「スポーツ塾」、体験したことがないスポーツ種目や健康作りを意識した「スポーツ体験教室」を実施しています。(表10)

表10 地域スポーツクラブの概要(磐田市)

種類		内 容
常設のスポーツチーム	ねらい	学校に希望する部活動がない生徒に対し、その種目のクラブを設置する。
	競技	ラグビー、陸上競技
スポーツ塾(トレセン)	ねらい	高度な技術指導を希望する生徒に対し、学校の運動部活動に加え、定期的なトレーニング機会を提供する。
	競技	卓球、バスケットボール、柔道等
スポーツ体験教室	ねらい	健康づくり等のため、参加を希望する生徒に対し、スポーツ教室等を開催し、スポーツに触れる場を提供する。
	競技	トランポリン

県教育委員会は今後、学校と地域が連携し、学校教育活動と関連させながら実施するこのような新しい形態のスポーツ活動を県内に普及させるとともに、生徒数の減少が著しい地区においても、それぞれの現状に応じた運動部活動の形態を研究し、生徒のスポーツ活動を支援していくための取組を検討してまいります。また、市町教育委員会においても地域ごとの現状を踏まえ、様々な対応策を検討し、生徒が希望するスポーツ活動が実施できるよう支援を検討することが求められています。

※静岡県教育委員会

(3) 合同運動部活動の推進と参加資格の見直し

少子化により運動部活動登録者数が減少する中、1校でチームを組むことが難しい学校が多くなっており、特に規模の小さい中学校においては部活動を設置することができなくなるなど、深刻な問題となっています。学校は生徒数や教員数に応じて部活動の統廃合を行っていますが、生徒の部活動選択の幅が減るなど、生徒のニーズに対応できなくなるといった問題が発生しています。

そこで、チームを編成することが困難になった部活動にとって、幾つかの近隣の学校が集まって一つの種目を実施する合同運動部活動は大変有効な方法となっています。実際に本県の中学校ではバレーボールやサッカー、野球（平成30年度5競技延べ63校）などが、高等学校では陸上競技（駅伝）やサッカー、ラグビー、野球等（平成30年度8競技延べ41校）が合同チームで大会へ参加しています。

しかし、合同運動部活動を実施する上では、中心となる部活動顧問と活動を依頼する学校の部活動顧問との役割分担の問題や責任の所在、生徒の移動手段や合同で活動できる学校の条件など様々な課題があげられています。

県教育委員会では、今後、地域や学校、生徒の実態を踏まえ市町教育委員会や関係団体と実施のための手続きや大会参加資格、部活動指導員の活用など、円滑な実施ができるような対策などを協議してまいります。学校においても、積極的に合同練習などを含めた合同運動部活動の導入を検討するなど、その対応策の検討を進めることが求められています。（表11）

表11 各大会における合同部活動参加の可否

	全国大会	県大会	支部大会
中体連	参加可 (団体競技のみ※1)	参加可 (団体競技のみ※1)	参加可 (団体競技のみ※1)
高体連	参加不可※2	参加可	参加可
高野連	参加可※3	参加可※3	参加可※3

※1 団体競技6種目（野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ソフトボール）

※2 統廃合に伴う場合はこの限りではない。

※3 部員不足による連合を認める。ただし、同じ都道府県高野連に加盟し、原則として週2回程度の合同練習をできることが望ましい。

(4) 運動部活動数について

運動部活動数の減少率について平成22年度からの推移を見ると、中学校では、登録者数の減少率に比べて部活動数の減少率の低下が少ないことが分

かります。それに比べると、高等学校では、登録者数の減少率に比べて部活動数の減少率が上回っています。（P 6 図 5）

中学校では、設置する部活動が高等学校に比べて少ない（本県の中学校の運動部は 1 校当たり平均約 9.4 部、高等学校では 1 校当たり平均約 13.5 部が設置）ため、生徒の選択肢の確保を考えると、統廃合が難しいことが考えられます。

しかし、学校は、地域の実情、生徒・保護者の意見を踏まえ、部活動の統廃合について慎重に検討を行い、学校や顧問の負担軽減を図ることが必要となります。地域的な差はあるものの、各学校では校長の指導の下、生徒数と教員数、外部指導者や部活動指導員の活用等を含め、計画的に適切な数の部活動の設置について検討が求められます。

また、各学校では学校の状況に応じて、生徒の部活動加入のためのルールを定めています。原則として全生徒の部活動加入を義務付けている学校は、中学校が 57.2%、高等学校は 81.1%となっています。各学校では過去の経緯や加入を義務付けた理由、目的などを十分に踏まえながらも、積極的に地域のスポーツクラブ等と連携し、生徒にとっての開かれたスポーツ活動を推進していくことが、活動の選択肢の確保、教員の負担軽減の観点から重要なことです。

4 運動部活動顧問への支援

（1）運動部活動顧問の指導力の向上

部活動アンケートによると、専門的な技術や知識をもたない教員が部活動顧問に配置された場合、生徒や保護者の期待に沿うことができずに信頼を失うことへの不安や、結果につながらないことが悩みに繋がってしまう場合があります。

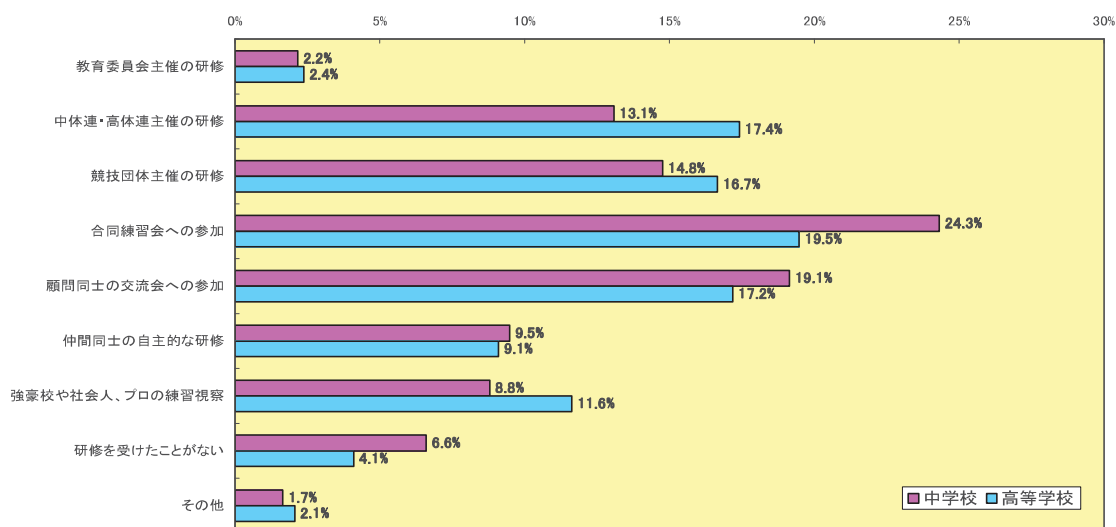
これまで、部活動顧問が自身のスキルアップを図るためには、他校との合同練習会の中で練習方法等を学んだり、部活動顧問同士のネットワークを活用し実績のある他の部活動顧問から指導を受けたりするなど、顧問の主体的・自主的な取り組みに委ねられていた部分がありました。中学校の部活動顧問にその傾向が高くなっており、高等学校は関係団体による研修会に参加することが資質向上のための主な取り組みになっています。

こうした部活動顧問の自発的な研修に参加する姿勢は大切にしながらも、県教育委員会や県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、各競技団体等が連携し、研修を必要とする部活動顧問に対して積極的に指導資質の向上の場を提供するとともに、部活動顧問の多様なニーズやレベルに応じた研修を計画するなど、運動部活動顧問を支援する体制づくりが必

要です。(図 21)

また、スポーツ競技団体等では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に、部活動顧問が合理的でかつ効率的・効果的な活動ができるような手引きを作成し、資料を提供するとともに、専門的な指導力を望まれるような指導レベルの高い部活動顧問に対しても、支援できる体制の整備が求められています。

図 21 指導力の向上を目指す取組（運動部顧問への質問）



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

(2) 地域の外部指導者の活用

部活動アンケート結果から、専門的な知識や経験がない顧問は、練習内容や指導方法を校内の指導経験者に聞いたり、専門書を読んだりするなどして指導資質の向上を図っていることが分かります。また、競技経験や指導歴のある外部指導者に部活動指導への支援を求め、日常の指導の中で指導方法を学ぶなど、スキルアップに繋がっています。外部指導者と一緒に指導にあたることは、基本的な指導内容に加えて、指導のコツやアドバイス、試合等における指導のポイント、怪我や事故の防止など、実践的な指導方法を学ぶことができるため、部活動顧問の資質を向上させる上では大変効果的なものとなります。(図 21、22-1、22-2)

県教育委員会は、指導経験が少ない運動部活動顧問に対して外部指導者の派遣を行っています。また、運動部活動が外部指導者を必要とする場合には、校長等が委嘱して外部指導者を活用する場合があります。

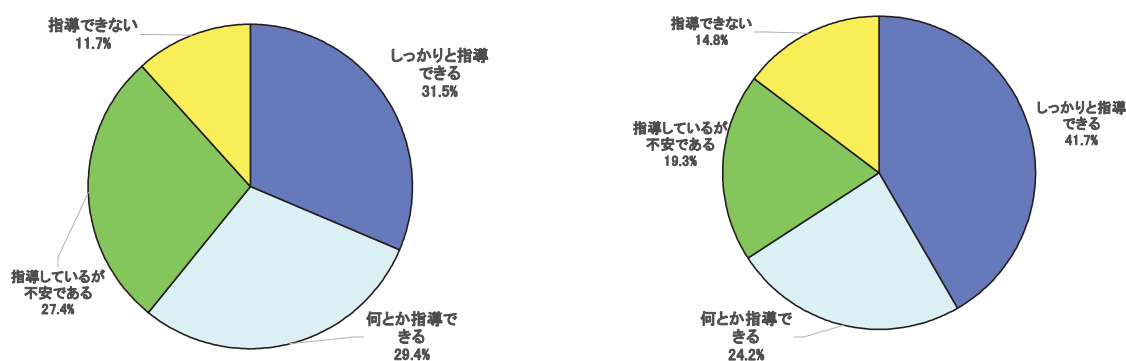
県内の中学校、高等学校においては、既に教育委員会や校長の管理の下で、1,000 名を越える外部指導者を活用しておりますが、学校からはさらに多く

のニーズが上げられており、今後は県体育協会が運用している「しずおかスポーツ人材バンク」とも連携し、学校に適切な指導者（認定指導者）の活用を一層進めていくことが求められます。また、各学校は指導経験豊富な教員経験者や大学生、競技団体の有資格者等、安定して継続的に外部指導者が確保できるよう、地域の関係者や競技団体等との連携を図っていくことが望まれます。

図 22-1 技術指導の状況

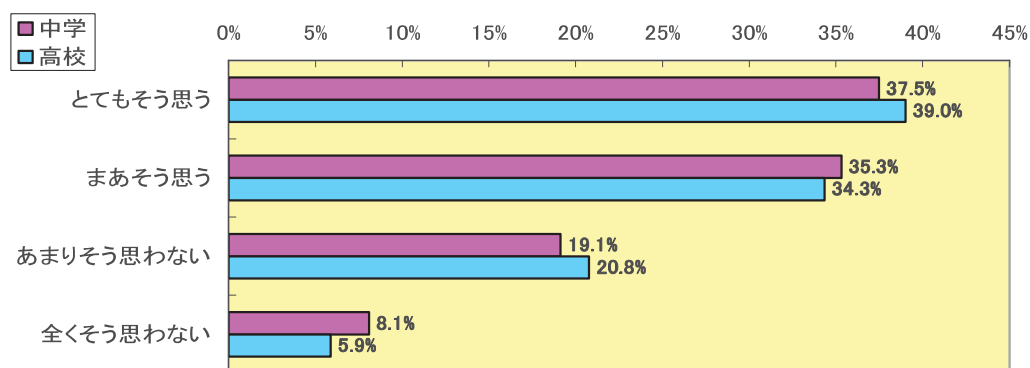
【中学運動部主顧問】

【高校運動部主顧問】



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

図 22-2 顧問が技術指導でない場合、外部指導者を望むか（運動部生徒への質問）



※県教育委員会「部活動に関するアンケート調査」(H29 年度)

(3) 体罰の根絶に向けた取組

生徒は部活動の大会や試合に成果を上げることで、自分（チーム）の成長を感じとり、活動に対する意欲や自信を高めます。成果を上げることは生徒の成長に欠かすことのできない目標ではありますが、「成果＝勝つこと」が目的化すると、目標の達成を目指す過程で育成される人間性や社会性の教育が軽視されてしまいます。さらに、「成果＝勝つこと」のみが優先されると、体罰等を「厳しい指導」として容認する雰囲気生まれるなど、学校教育の一環としての部活動の意義が失われてしまいます。

また、部活動の指導が部活動顧問一人に委ねられると、客観的に指導や言動を振り返ることが難しくなることから、部活動運営は校長の指導の下、生徒の人間性や人格を否定することがないよう、主（正）顧問と副顧問、保護者が相互に影響しあい、指導を見直すことが大切です。

さらに、本ガイドラインや文部科学省から示された「運動部活動での指導のガイドライン」を遵守し、部活動の目的に沿った取組を実践するとともに、生徒、保護者だけでなく、地域社会からも生徒の成長を任されているという責任を自覚しなければなりません。

○体罰等根絶のための部活動顧問チェックシート

- ☐ 体で覚えこませないとわからないという思い込みをしてないか。
- ☐ 体罰が人格を傷つける行為であり、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識しているか。
- ☐ いかなる理由にせよ児童生徒に体罰を加えることは、教職員としての指導力の未熟さを表していることを理解しているか。
- ☐ 児童生徒の指導を一人で抱え込まず、同僚や主任等へ相談しているか。
- ☐ 体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせるとともに、速やかに管理職に報告しているか。
- ☐ 力の指導を受けた児童生徒は、教職員を非難する気持ちが強くなり、自己を省みることは少なくなることを理解しているか。
- ☐ 軽い気持ちで叩く行為でも、児童生徒は体罰と受け止める場合もあることを認識しているか。
- ☐ 児童生徒への指導は、自分の感情を抑え、冷静に行っているか。
- ☐ 児童生徒の話を、心のゆとりをもって聞いているか。
- ☐ 「ちょっと変だな・・・」、「大丈夫かな・・・」と思ったら、同僚や管理職や主任等へ相談しているか。

※平成 23 年 6 月静岡県教育委員会「信頼にこたえる～不祥事根絶のために～」

（４）部活動の安全と危機管理体制の確立

部活動は学校教育の一環であり、生徒の安全が最優先されます。そのため、部活動顧問には、生徒の健康・安全に対する意識を高め、事故の未然防止やけがの予防に万全を期することが求められます。また、万が一の事故等の発生に備えて、学校全体で生徒の「命を守る」ための危機管理体制を整備する必要があります。

例えば、部活動中の怪我や事故、疾病が発生（発症）した場合、学校が備えている危機管理マニュアル等に沿って、顧問だけでなく管理職や養護教諭を含めたチームで対応することなど、学校や部活動顧問が果たすべき役割を

事前に徹底しておくことが不可欠です。

各学校では県教育委員会が作成した「学校安全推進の手引き（改訂版）」を参考に、日常からの安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止のための指導や体制を万全に準備しておく必要があります。

◇ 文化部活動について

- ・文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものです。
- ・いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられています。
- ・分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様です。例えば活動頻度や活動時間などを見ても、年間を通して積極的に活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部もあります。
- ・このように多様な文化部活動については、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるように配慮をすることが求められます。
- ・文化部活動については運動部活動と異なり、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいですが、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めるべきです。
- ・以上のことから、県教育委員会では、文化部活動の取扱いについて、前述の「運動部活動の在り方」と同様の対応とします。

○ 資料編

- 資料 1 運動部活動検討委員設置要項及び部活動ガイドライン作成ワーキンググループ設置要項
(県教育委員会「運動部活動の在り方に関する調査研究事業(民間活力による運動部活動支援体制の構築のための実践研究)」による委員会)
- 資料 2 中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月)(抜粋)及び中学校学習指導要領解説
高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月)(抜粋)及び高等学校学習指導要領解説
- 資料 3 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁・文部科学省初等中等教育局・文化庁)
- 資料 4 部活動に関するアンケート調査集計結果
(県教育委員会平成 29 年 11 月調査)
- 資料 5 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)
(スポーツ庁・文部科学省初等中等教育局・文化庁 部活動指導員の設置について)
- 資料 6 県立学校に勤務する部活動指導員の身分等取扱いの運用について
(部活動指導員の運用について県教育委員会からの通知)
- 資料 7 事故の防止及び対応について
(事故等の防止、事故マニュアル等)
- 資料 8 体罰根絶に向けて
(県教育委員会「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」運動部活動等推進委員会及び運動部活動地域実践研究委員会)
- 資料 9 体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)
(全国高等学校体育連盟 平成 26 年 5 月 20 日)
- 資料 10 運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」再度のお知らせ(通知)
(日本中学校体育連盟 平成 30 年 3 月 29 日)
- 資料 11 しずおかスポーツ人材バンク
(県教育委員会 スポーツ人材活用推進事業)

静岡県部活動ガイドライン

制定 平成 30 年 4 月 19 日

改訂 令和 2 年 3 月 6 日

静岡県教育委員会 健康体育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話番号 054-221-3174